

福山市認定申請等のご案内（1号認定）

公立幼稚園・私立幼稚園（一部）・認定こども園（教育部分）

福山市

2023年度（令和5年度）



※私立幼稚園(一部)とは、新制度に移行した幼稚園で、市内では、千鶴幼稚園、神辺千鶴幼稚園、白ゆり幼稚園、かなりや幼稚園のことを指します。（2022年9月1日時点）

※この冊子は入園手続きのご案内ではありません。
入園手続きについては、各施設へお問合せください。

※この冊子は、大切に保管してください。

問 合 せ 先
福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課
電話 084-928-1047

目次

1	認定	2
(1)	施設利用の流れ	2
(2)	認定の申請について	2
2	認定申請	3
(1)	認定申請の方法	3
(2)	必要書類	3
(3)	申請書記載時の注意事項	5
(4)	認定手続におけるマイナンバーの提出について	6
3	副食費	7
(1)	副食費	7
(2)	副食費の納付先	8
4	入園された方へ	9
(1)	住所等の変更について	9
(2)	退園について	9
5	入園後に離婚/結婚された方へ	10
(1)	離婚等をされた場合	10
(2)	結婚等をされた場合	10

認定申請等のご案内（1号認定） 2023年度（令和5年度）版

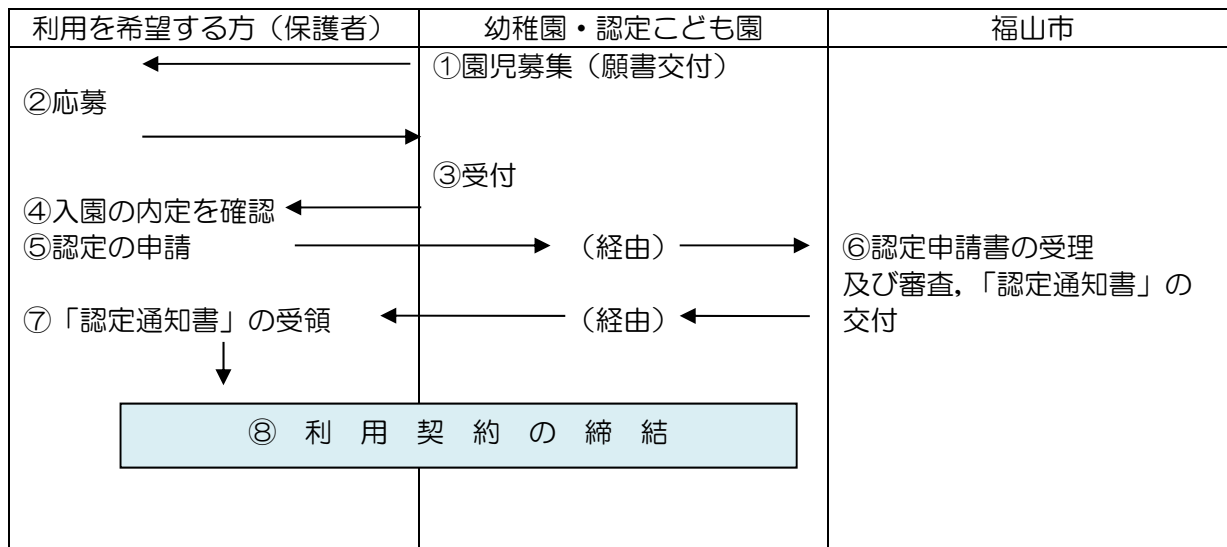
作成月 2022年（令和4年）9月

作成者 福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課 084-928-1047

- ・この冊子に添付している認定申請書は、子ども3人分をまとめて申請することができます。4人以上の申請を行う場合は、認定申請書をコピーして御利用ください。
- ・作成月以降の変更等については、正誤表を配付させていただくことがあります。

1 認定

(1) 施設利用の流れ



(2) 認定の申請について

保護者、園児ともに、福山市に住民登録をしており、公立幼稚園・私立幼稚園（一部）※・認定こども園（教育部分）の利用を希望する者

※私立幼稚園（一部）とは、新制度に移行した幼稚園で、市内では、千鶴幼稚園、神辺千鶴幼稚園、白ゆり幼稚園、かなりや幼稚園のことを指します。（2022年9月1日時点）

■「転入予定の方へ」

入園が内定した場合は、「利用開始を希望する日」の前日までに、福山市への転入手続を完了させてください。転入が確認できない場合は、認定ができないため、幼稚園又は認定こども園を利用することができません。

2

認定申請

(1) 認定申請の方法

次の書類に必要事項を記入して、入園の内定した施設を通じて、福山市へ提出してください。

また、2023年度から電子申請での認定申請書の受付を開始する予定です。電子申請の開始時期等については、後日、福山市ホームページで周知します。

(2) 必要書類

申請には、次の書類が必要です。書類に不備がある場合は、認定の審査ができません。提出に当たっては記入内容に不備がないか、必要書類の不足がないか確認してください。

全員提出が必要な書類

教育・保育給付認定申請書(1号認定)

世帯状況により提出が必要になる書類

■ひとり親家庭（離婚、死別、未婚）又は離婚を前提とした別居中の場合

必要な書類	説明
ひとり親家庭等申立書	用紙は、保育施設課及び各施設にあります。 福山市ホームページ（保育施設課）にも掲載しています。
世帯状況確認報告書	児童扶養手当を受給していない場合（全部停止を除く）は、「世帯状況確認報告書」が必要です。
祖父母等と同一住所に居住している場合は、保護者の収入が分かる書類	保護者に月10万円以上の継続的な収入（又は年120万円以上の収入）が確認できた場合は、保護者のみで副食費の免除等を判定します。詳しくは、7ページをご覧ください。 ・保護者の2022年分（令和4年分）の源泉徴収票又は直近3か月分の給与明細（いずれもコピー） ・自営業の方は、2022年分（令和4年分）又は2023年分（令和5年分）の確定申告書（控）（税務署の受付印等のあるもの）のコピー 源泉徴収票等のマイナンバーが記載されている書類については、マイナンバーを隠してコピーしてください。 ・養育費を受けている場合は、公正証書又は養育費の振り込まれている通帳の該当ページのコピー（表紙と該当部分。3か月分以上確認できるもの） ・遺族年金証書、障がい年金証書のコピー ・その他、収入が確認できる書類 なお、これらの書類は、後日の提出が可能です。提出があれば、副食費の判定に反映します。

※「世帯状況確認報告書」について

ひとり親家庭の場合は、母子又は父子家庭である状況を、離婚を前提とした別居の場合はその状況を保護者が記入し、民生委員による確認のうえ、記名を受けてください。担当地区の民生委員が分からないときは、保育施設課までお問合せください。

世帯状況確認報告書の用紙は、保育施設課及び各施設にあるほか、福山市ホームページ（保育施設課）にも掲載しています。なお、離婚を前提とした別居の場合は、裁判所の発行する離婚調停の呼出状（調停期日通知書）のコピーを世帯状況確認報告書に代えることもできます。

■2022年（令和4年）1月1日・2023年（令和5年）1月1日に福山市に住民票がなかった保護者

所得課税証明書（所得金額、控除内訳の記載があるもの）（コピー可 副食費決定に必要）

※他の市区町村が保有する所得・課税情報の照会に、マイナンバーを利用します。この場合、福山市に住民票のない保護者・扶養義務者の「所得課税証明書」の提出は不要となります。マイナンバーによる情報連携ができない場合は、所得課税証明書の提出を求めることがあります。提出がない場合は、副食費免除判定ができないため、「副食費 徴収」となります。

入園希望日に応じ、次の表のとおり1年度分又は2年度分が必要となります。

入園希望日の属する月	2022年（令和4年）1月1日に福山市に住民票がなかった場合 ↓ 両方ともなかった場合は、両方の提出が必要です ↓	2023年（令和5年）1月1日に福山市に住民票がなかった場合
4月～8月	2022年度（令和4年度） 所得課税証明書	2023年度（令和5年度） 所得課税証明書
9月～3月	提出不要	2023年度（令和5年度） 所得課税証明書

※所得課税証明書を提出する場合は、1月1日に住民票のあった市区町村に請求してください。

※2023年度（令和5年度）所得課税証明書を取得できる時期は、自治体により異なります。該当の市区町村へお問合せのうえ、認定申請時に提出できない場合は、取得でき次第提出してください。

※必要な資料は「〇〇年度所得課税証明書（所得金額、控除内訳の記載があるもの）」です。「所得証明書」等とした場合は、必要な事項が記載されていないことがありますので、正確に伝えてください。また、使用目的等を問われた場合は、「福山市へ提出する。」とお答えください。

※市町村民税が決定していない場合は、1月1日現在の住民登録地の市区町村での市町村民税申告が必要です。申告後、速やかに所得課税証明書を提出してください。

※1月1日に日本国外に居住していた等により所得課税証明書が取得できない場合は、2021年（令和3年）及び2022年（令和4年）の年間収入が確認できる書類を提出してください。

■入園児の就学前の上の子が次の施設を利用している場合

対 象	施 設	提出する書類
・児童発達支援 ・特別支援学校幼稚部	・児童心理治療施設 （情緒障がい児短期治療施設） ・医療型児童発達支援	2023年（令和5年）4月1日以降に発行された 在園証明書 又は 通園証明書

※上の子が市内の幼稚園、認定こども園、保育所を利用している場合は、証明書の提出は不要です。

※2023年（令和5年）4月1日以降に発行された証明書が必要です。証明書が準備でき次第、入園した施設へ証明書を提出してください。2024年（令和6年）3月29日（金）までに提出があれば、さかのぼって適用します。

(3) 申請書記載時の注意事項

- 提出日現在の状況を記入してください。
- 名前には、必ずふりがなを記入してください。
- 生年月日は、正確に記入してください。
- 保護者が単身赴任中の場合は、単身赴任中の方も含めて記入してください。

(4) 認定手続きにおけるマイナンバーの提出について

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び子ども・子育て支援法施行規則により、教育・保育給付認定申請の際には、マイナンバーが必要となります。

マイナンバーの記入について

保護者及び申請子どものマイナンバーを記入してください。

本人確認書類の添付

申請者の番号確認書類及び身元確認書類のコピーを用紙に貼付してください。

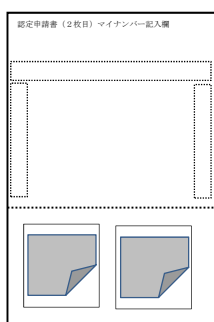
個人番号を取得する際は、正しい番号であることの確認（番号確認）と、現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要となります。

なお、申請子どもの本人確認書類は添付する必要はありません。

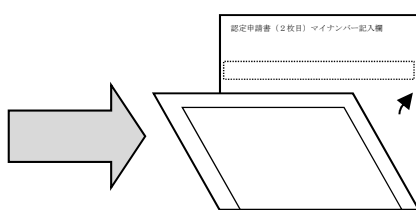
提出方法

マイナンバーを記入し、本人確認書類を貼付した後、用紙中央で谷折りし、のりしろ欄を糊付けして綴じ、他の申請書類と上端を合わせて、左上角をホッチキス等で綴じて提出してください。

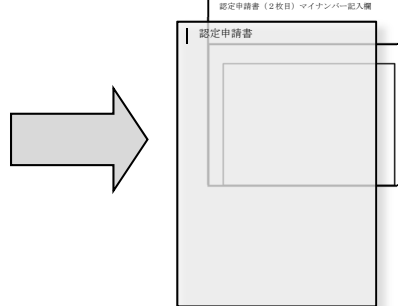
■提出方法



①マイナンバーを記入し、
本人確認書類を貼付する。



②用紙中央で谷折りし、のりしろ欄を
糊付けして綴じる。



③他の申請書類と上端を合わせて、左上
角をホッチキス等で綴じて提出する。

マイナンバーQ & A

Q 福山市は、取得したマイナンバーを何に使いますか？

A 他の市区町村が保有する所得・課税情報の照会に、マイナンバーを利用します。この場合、福山市に住民票のない保護者・扶養義務者の「所得課税証明書」の提出は不要となります。マイナンバーによる情報連携ができない場合は、所得課税証明書の提出を求めることがあります。

Q 自分のマイナンバーが分かりません。マイナンバー通知カードを紛失しました。

A 福山市市民課へお問合せください。市民課問合せ先：084-928-1060

Q 認定申請に際してマイナンバーを記入・提出しない場合に、不利益や罰則がありますか？

A 関係法令の施行により必要となりましたので、提出に御協力ください。なお、認定申請書2枚目（マイナンバー記入欄）の用紙の提出がない場合は、マイナンバー提出の意思がないものとみなします。この場合も、申請書を受理し、認定審査での不利益はありません。また、罰則規定もありません。

3

副食費

(1) 副食費

副食費の決まり方

■副食費について（市民税未申告等の場合は、免除判定ができず、「副食費 徴収」となります。）

幼児教育・保育の無償化により保育料は無償となりますが、副食費（おかず代）が必要です。

※副食費の金額及び納付方法は施設により異なりますので、各施設へお問い合わせください。

なお、次の場合は、副食費が免除になります。

年収360万円未満相当世帯・・・幼稚園、認定こども園に通う全ての子どもの副食費

年収360万円以上相当世帯・・・小学校3年生までの子ども（未就園・認可外は除く）が3人以上いる場合は、3人目以降の子どもの副食費

※年収360万円未満相当世帯とは、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯を指します。

※市民税未申告等の場合は、免除判定ができないため、「副食費 徴収」となります。

■算定対象となる保護者・扶養義務者

保護者（父及び母。ひとり親世帯の場合は、いずれか一人）の市町村民税の合算額で徴収・免除の判定をします。保護者の収入の合算額が1か月に10万円に満たない場合で、同居の祖父母・曾祖父母等がいる場合は、そのうち最多所得者を副食費判定の対象とします。

■市町村民税の課税状況

市町村民税の課税の有無と、市町村民税所得割の額を副食費の免除等の判定に用います。所得割の額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄附金控除等の税額控除前の額で算定します。

また、政令指定都市で市民税が課税されている場合は、税額控除前の所得割額に8分の6を乗じた額で算定します。副食費の免除等の判定に適用される収入及び市町村民税の年度は、次のとおりです。

収 入	市町村民税の年度	副 食 費
2021年中 (令和3年中)	2022年度 (令和4年度)	2023年度(令和5年度) 4月から8月まで
2022年中 (令和4年中)	2023年度 (令和5年度)	2023年度(令和5年度) 9月から3月まで

副食費の変更

世帯に異動があった場合は、副食費の判定を変更することがあります。次の場合は、「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」に必要事項を記入し、その他必要な書類を添付して利用している施設へ提出してください。用紙は施設にあります。

- ① 住所・名前が変わった
- ② 生活保護の受給を始めた/保護廃止となった
- ③ 離婚した/離婚を前提とした別居を始めた/配偶者が亡くなった
- ④ 結婚した/未届だが同居を始めた
- ⑤ 祖父母等と同居を始めた/別居を始めた
- ⑥ 保護者と生計を一にしている子どもの状況が変わった

2023年度（令和5年度）副食費の判定に関する書類の最終提出期限は、2024年（令和6年）3月29日（金）です。

市民税の申告・修正申告等を行った場合は、申告書の控えを保育施設課へ提出してください。最終提出期限は2024年（令和6年）3月29日（金）です。

ただし、税務署への申告等を行うことによる副食費の判定は、2023年（令和5年）12月28日（木）が期限です。それまでに申告書の控えを保育施設課へ提出してください。

(2) 副食費の納付先

副食費の納付先は、次のとおりです。

施設の種類	副食費の納付先	納付方法等の問合せ先
公立認定こども園	福山市	保育指導課:084-928-1049
公立幼稚園		
私立幼稚園	利用する施設	利用する施設
私立認定こども園		

4

入園された方へ

(1) 住所等の変更について

住所が変更となった場合は、「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」に変更内容を記入して、通っている施設へ提出してください。用紙は各施設にあります。なお、市民課等で転居の手続を行っても、住所は自動的に変更とはなりません。必ず「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

(2) 退園について

退園手続については、各施設へお問合せください。

5

入園後に離婚/結婚された方へ

(1) 離婚等をされた場合

施設を利用している子どもの親権者となる方が、手続をしてください。提出が必要な書類は、通っている施設へ提出してください。

提出書類	離婚	別居	死別	説明
保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書	◎	◎	◎	用紙は各施設にあります。
ひとり親家庭等申立書	◎	◎	◎	用紙は各施設にあります。
戸籍謄本のコピー	◎	-	-	離婚日と親権者が分かる戸籍謄本のコピーを提出してください。
遺族年金証書のコピー	-	-	○	遺族年金を受給している場合は提出してください。 記入方法等の詳細は、4ページをご覧ください。
世帯状況確認報告書	△	◎	-	(離婚・未婚の場合) 児童扶養手当の受給資格がある場合は、提出不要です。児童扶養手当の受給資格がない場合は、地区の担当民生委員の確認を受けた世帯状況確認報告書の提出が必要です。 ※所得により全部停止となっている場合は、児童扶養手当の受給資格があるため、世帯状況確認報告書の提出は不要です。
保護者の収入が分かる資料	○	○	○	(離婚前提別居の場合) 必須ですが、裁判所の発行する離婚調停の呼出状(調停期日通知書)のコピーで代えることもできます。 祖父母等と同居している場合は提出してください。詳しくは3ページをご覧ください。

◎：必須 ○：副食費の判定に影響

△：児童扶養手当を受給していない場合は必要

副食費(おかず代)の免除等の判定に上記書類の提出が必要となります。必要な書類を全て提出いただいた時点で、事由発生日(離婚日等)の属する月の翌月(事由発生日が1日の場合は当月)から適用します。

(2) 結婚等をされた場合

入園後に結婚した場合や、婚姻届を提出していないが共同生活を始めた(事実婚)場合は、次の手続を行ってください。書類は、通っている施設へ提出してください。

必要な手続等	説明
保護者・住所・子どもの姓の変更の手続	「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」に変更内容を記入して提出してください。用紙は各施設にあります。
結婚相手の名前等の届出	「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」の所定の欄に、必要事項を記入し提出してください。
口座振替の変更の手続 (公立認定こども園のみ)	結婚により口座を変更する場合又は口座は同じだが口座名義が変更になる場合等は、口座振替依頼書に必要事項を記入して金融機関へ提出してください。用紙は各施設にあります。